

第 2 5 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 8 年 1 月 29 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 8 年 1 月 29 日岩沼市役所 1 階大会議室において、下記案件を審議するため、第 25 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について |
| 日程第 5 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第 7 | 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について |
| 日程第 8 | 岩沼市地域計画の変更（案）について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也	9 番	鎌田 正治
10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子	13 番	菅井 武雄
14 番	宮部 淳子						

2、欠席委員

6 番	長田 幸浩
-----	-------

3、農地利用最適化推進委員

18 番	佐藤 邦夫	21 番	渡邊 政夫
------	-------	------	-------

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長 橘川 麻美	主事 土手内 知輝
----------	-------	----------	-----------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第25回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、10番三品英樹委員、11番長田茂委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、3件受理しております。今回報告いたします3件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、この届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の2頁から3頁をご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。今回は、合意解約通知を4件受理しております。全て中間管理機構に係るものです。今後、別の担い手に貸し付けられる予定となっております。当該解約通知の受理につきましても、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上です。

議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。初めに、事務局から概要について説明願います。
古積事務局 事務取扱	長	議案書の4頁から5頁、議案関係資料の1から10頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今回は5件となります。
議	長	つづいて、整理番号1について、担当委員から説明願います。
佐藤邦夫 推進委員	長	21日現場を確認しました。草はちゃんと刈っており、耕耘されておりました。作付けの計画書ももらっておりました。近くの人が機械を持っており貸してくれて、耕作も手伝ってくれるということでした。他にも4、5人手伝ってくれる人がいるので大丈夫かと思います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号2について、担当委員から説明願います。
長田茂委員	長	21日の午後現調査に行ってきました。3条の賃貸借です。利用権設定が切れ、賃貸借の継続ということで現在もきれいに耕耘しており問題ないかと思います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号2については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2については、申請のとおり許可することに

		決しました。
議	長	つづいて、整理番号 3、4 については、賃借人が同一の者であり関連性があるため、一括審議といたします。担当委員から説明願います。
小田原智委員		現在、畑はすぐに耕作できるような状態となっております。今回新規就農の方が畑を借りたいということでした。借入できたらイタリアの野菜を作り、レストランや産直にも出したいということでした。いろいろ話をしましたが研究熱心な方で野菜にとっても興味をもってこれから一生懸命やっていくということでした。補足になりますが、私と同じ町内会で、町内会の草刈りなどにも積極的に参加しており、地域に溶け込んでいるようです。周りに農家が沢山いますがみんな譲受人の熱心さにつられて現在みんなでサポートしている状態です。これから一生懸命頑張っていくと思います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
木皿清委員		結構な面積で耕作されるようですが、機械はあるのでしょうか。
小田原智委員		今現在スタートラインに立ったばかりで機械はこれからです。管理機は 1 台あり、トラクター、軽トラックは 6 月には取得したいということです。
川村雄治委員		参考までに譲受人は男性ですか。
議	長	男性と聞いています。
川村雄治委員		永住されているということですが、もう何年くらい経っていますか。
小田原智委員		日本に来たのが震災後で、早股に移ってきてから 3 年です。
議	長	新規就農者で不安な面もあるようですが、小田原委員が話されたように周りの方がフォローするというので大丈夫かなと私も思いました。
議	長	他にありませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号 3、4 については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 3、4 については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号 5 について、担当委員から説明願います。
渡邊政夫 推進委員		21 日に 3 名の委員と事務局で現地に行ってきた。最初は譲受人からは借りたいという話でしたが譲渡人は買ってもらいたいという話でした。現地に行ってハウス見ましたが、4 棟ありますが、このうちの一番西側の 1 棟は水を汲む機械がありました。面積は大きいですが機械や施設で一部使っています。他の 3 棟も連棟となっております。今は葉ものなど植え

		ており作物がどのように育つか試験的にやっているようでした。周りは右側は畑、路地みたいな形で使えるようですがその他は駐車場、道路のような形になっております。譲受人はきゅうり農家のところで1年間勉強したということで、作物の育成は知識や経験も積んでおりました。実質使えるのは3反少々ぐらいあるようですが、譲受人は最初、半分ぐらい試験的にやっていきたいということで、人数的にも自分と家族でやるような形で、おいおい全部できるようになれば人を頼んでやりたいという話でした。ハウスの屋根が傷んでいて、今年は屋根や天窓などの修理をしなくては行けないので、すぐに作付けをすることは難しい。まずは修理をして始めたいということでした。本人も新規就農者で一からなので思うようにいかないかもしれないが一生懸命やりたいということでしたので私たちも大丈夫じゃないかと思い現地を見て参りました。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
菅原龍也委員		そのハウスはもともと、きゅうりを作っていたのですか。
渡邊政夫		トマトを作っていたという話でした。
推進委員		
議	長	他にありませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号5については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号5については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第6、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。事務局から説明願います。
古積事務局長		議案書の6頁、議案関係資料の11から12頁をご覧ください。今回は、駐車場及び通路への転用1件となります。
事務取扱議長		
議	長	つづいて、整理番号1について担当委員から説明願います。
三品英樹委員		農地法第5条転用による所有権の移転ということで申請がありました。譲受人は建設工事業務ほか、住宅施工・リフォーム等を行っていると同って参りました。対象地の隣には建物があり、そこを事務所として使い、前の畑の部分駐車場や通路として使いたいということでした。被害防除計

		画等ですが直接農地に接しているところではないので問題ないのかなと思いました。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。
議	長	日程第7、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の7頁および別紙の「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」をご覧ください。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定により中間管理機構から農業委員会に対し意見を求められたものです。今回対象となる案件は所有権移転2件となっておりますが、譲渡人、譲受人の組み合わせは1組となります。受け手となる方は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第5項に係る貸付相手の要件を満たしており、これまでも受け手が耕作していました。なお、地域計画の地図については、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」の4頁に添付しており、現在も受け手が耕作している土地です。今後の事務処理については、本日農業委員会が決定する意見を農地中間管理機構に提出し、機構が農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。その後、機構から市が通知を受け認可及び公告を行う流れとなります。なお、市の促進計画の公告は令和8年2月26日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見については、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)

議	長	挙手多数であります。よって、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見については、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	日程第8、議案第4号、岩沼市地域計画の変更（案）について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書7頁および別紙の「岩沼市地域計画の変更（案）について」をご覧ください。岩沼市長より、地域計画の変更案ついて、意見を求められたものです。内容につきましては、議案第2号の農地法第5条の転用許可申請（玉崎地区）があったことにより、地域計画から削除を行うものです。以上です。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、岩沼市地域計画の変更（案）については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第4号、岩沼市地域計画の変更（案）については、は原案のとおりとすることに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもって、第25回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。 午後1時57分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 10 番 _____

委員 11 番 _____